



岩こ発第 3309 号
令和 7 年 10 月 24 日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

岩倉市長 久保田 桂朗
(公印省略)

請願の結果について (報告)

令和 7 年 9 月 30 日付け、岩議発第 577 号で請求のありました請願第 3 号の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 請願内容

請願第 3 号「保育料の全面無償化を求める請願書」

(請願事項の 2)

- ・全面無償化が難しい場合、第一子が卒園、または転園した後も、0～2 歳児の第二子に対して引き続き保育料減免が適用される制度の導入を求める。

2 請願結果

- ・愛知県の制度改正に合わせて、以下のように第二子以降の保育料の減免を拡充する。

①年収 360 万円までの世帯について、第二子を半額、第三子以降を無料としていたものを 18 歳未満の子どものうち第二子以降を無料とする。

②年収 470 万円までの世帯について、同時通園の子どものうち第二子を半額、第三子以降を無料または 18 歳未満の子どものうち第三子以降を無料としていたものを 18 歳未満の子どものうち第二子以降を無料とする。

③年収 930 万円までの世帯について、同時通園の子どものうち第二子を半額、第三子以降を無料または 18 歳未満で第三子以降を半額としていたものを 18 歳未満の子どものうち第二子以降を半額とする。

3 実施時期

- ・令和 7 年 10 月から実施。